

## 障害児通所支援事業所の指定取り消し処分について

児童福祉法第21条の5の24第1項の規定に基づき、下記のとおり指定の取消を行いました。

### 記

#### 1 事業所等の概要

法人名	イニシャルイノベーション株式会社
事業所名	児童発達支援ふわり（明石市）
事業種別	児童発達支援
指定年月日	平成30年4月1日

2 処分内容 指定取消処分

3 処分年月日 平成31年1月21日

#### 4 処分理由

- (1) 資格又は実務経験要件を満たさない直接支援職員及び児童発達支援管理責任者について、資格又は実務経験要件確認のための実務経験証明書の偽造を第三者に依頼し、偽造した実務経験証明書を添付して、事業所の新規指定を受けるとともに、関連する変更届を提出した。
- (2) ① 実務経験証明書の偽造により、資格又は実務経験要件を満たさず直接支援職員数は2名未満となり人員基準違反であった。  
また、これに伴い行うべきサービス提供職員欠如減算の算定を意図的に行わず、不正請求した。
- ② 実務経験証明書の偽造により、実務経験要件を満たさない者を児童発達支援管理責任者として配置するなど人員基準違反であった。  
また、これに伴い行うべき児童発達管理責任者欠如減算を意図的に行わず、不正請求した。

※ 返還額（概算）約4,074千円（加算金除く）